

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

港区生活・就労支援センターでは、日々の生活のこと、仕事のことなど、社会福祉士等の資格を持った専門の職員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせて下さい。

収入が減って  
家計が苦しい

失業して、  
家賃が払えない

公共料金に  
滞納がある

求職活動が  
うまくいかない

相談相手が  
いない

債務の返済で  
困っている

お問合せ先

港区生活・就労支援センター

電話:03-5114-8826

住所:港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

受付時間:月~金曜日(祝日、年末年始除く)

午前8時30分~午後5時15分



ちいばす麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」徒歩0分

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まずは**電話**で、ご相談ください  
(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご注意ください)。

# 住居確保給付金のご案内【事前電話予約制】

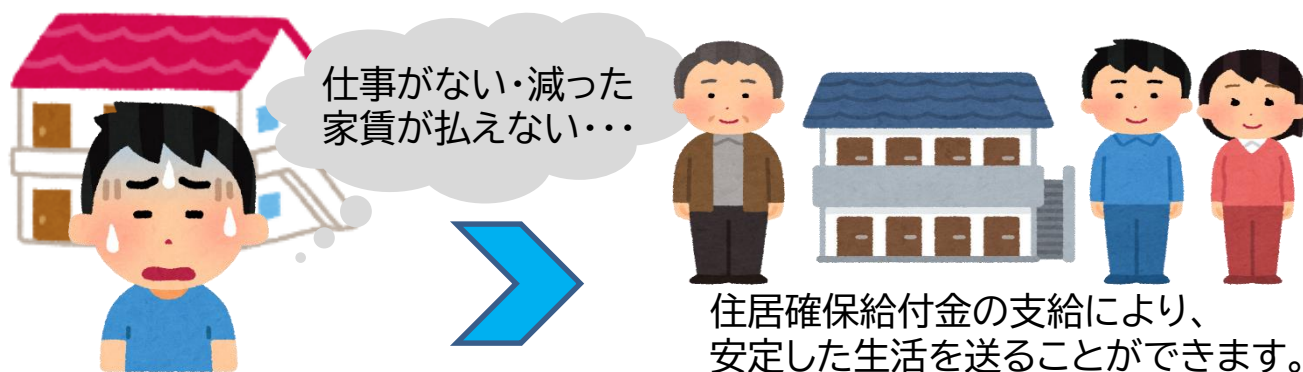
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により  
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄			
離職・廃業をした日から2年以内、(4月20日から適用)またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>			
資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか？ ※港区の場合 (単位:円)	<input type="checkbox"/>			
		単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額(月額)		153,800円	205,000円	253,300円
支給家賃額(上限額)	69,800円	75,000円	81,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>			

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の港区生活・就労支援センターに電話でご相談ください。【事前電話予約制】